

日本建築家関東甲信越支部 顧客支援システム規約

顧客支援システム委員会
2006.12 制定

第1条 目的

日本建築家協会関東甲信越支部 顧客支援システム（以下支援システムという）は、自らにふさわしい建築家を探している顧客に、実績と意欲ある顧客支援システム会員（以下システム会員という）の情報を提供し顧客の支援を行う。

第1条 運営委員会

支援システムの運営に関する重要な事項を審議する機関として、日本建築家協会関東甲信越支部内に顧客支援システム運営委員会を置く。

第2条 システム

システム運営委員会とシステム事務局は、支援システムとして支部ホームページ上にシステム会員の情報を掲載し、公開する。ただしシステム事務局は、関東甲信越支部事務局内におかれる。

第3条 顧客によるシステムの利用

建築家を求める顧客は、ホームページにアクセスして、システム会員リストから情報を得ることができる。

- 2 選んだシステム会員に面談することを希望する顧客は、システム事務局へ申し込む。
- 3 申し込みを受けたシステム事務局は、選ばれたシステム会員が面談に応ずることを確認した上、顧客にその旨を伝え、別に定める手数料の支払いを受ける。
- 4 システム事務局は、手数料の入金を確認したのち、顧客とシステム会員の面談の調整を行い、設定内容を双方に通知する。
- 5 以上を持って、支援システムのサービスは完了する。以後の業務の実施については、顧客とシステム会員がそれぞれの責任において交渉し決定する。

第4条 システム利用料

顧客がシステム会員に面談を申し込む際の手数料は、1回の申し込みについて1万円とする。ただし、1回の申し込みで、2人までの建築家に面談を申し込むことができる。

- 2 手数料の金額及び1回の申し込みで面談できるシステム会員の数は、顧客支援システム運営委員会の決定により変更することがある。この場合、変更された内容は、ホームページ上に公開する。

第5条 規約の変更

この規約は、日本建築家協会関東甲信越支部役員会の決定により変更することができる。

付則 この規約は、平成18年12月7日より施行する。